

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第69回）議事要旨

日時：令和4年8月26日（金）13時00分～16時00分

場所：オンライン会議

出席者

<委員>

大橋座長、秋元委員、男澤委員、河辺委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、辻委員、廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

石坂 匡史	東京ガス株式会社 エネルギートレーディングカンパニー	電力事業部長
小川 博志	関西電力株式会社	執行役常務
加藤 英彰	電源開発株式会社	常務執行役員 経営企画部長
菊池 健	東北電力ネットワーク株式会社	電力システム部 技術担当部長
國松 亮一	一般社団法人日本卸電力取引所	企画業務部長
小鶴 慎吾	株式会社エネット	取締役 経営企画部長
小林 総一	出光興産株式会社	常務執行役員
佐々木 邦昭	イーレックス株式会社	経営企画部副部長
新川 達也	電力・ガス取引監視等委員会事務局	局長
花井 浩一	中部電力株式会社	執行役員 経営戦略本部 部長
山次 北斗	電力広域的運営推進機関	企画部長（関係省庁）

（関係省庁）

環境省

議題：

- （1）ベースロード市場について
- （2）需給調整市場について
- （3）非化石価値取引について

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課  
TEL：03-3501-1749（内線4761） FAX：03-3501-3675  
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

## 議事要旨

### (1) ベースロード市場について

#### ○小宮山委員

- 連系線の空容量の増加の可能性、間接送電権の発行量が増える見込みを踏まえて、2026年度以降に関し、別途間接送電権発行量の整合性並びの原子力再稼働など電力需給の状況を踏まえて議論を継続することが大事であることから、事務局案に賛同する。
- 2024年度、2025年度の受渡し分に関しては、足下の更なる市場間値差の拡大が、BL電源の収益性の低下ひいては休廃止により安定供給上の懸念が発生することも踏まえ、まずは回収が必要なコストに基づく閾値を基に値差清算をしっかりと履行すること、それに加え、追加の措置としてBL市場範囲の見直し、分割もしくは統合も検討要素として改めて検討することも必要。
- 加えて、2024年度、2025年度の検討については、2026年度以降の対応につながる可能性も含めて中長期的な観点を踏まえることも大事である。

#### ○辻委員

- 2026年度以降、間接送電権を使えるようになり状況が緩和される可能性があるが、間接送電権の取得費用が生じるという点があるかと思う。現在は間接送電権の価格が高くない水準で例示がされているが、間接送電権市場が競争的になれば、間接送電権の価格が上がっていくと、現在よりは値差が緩和されたとしても、義務として供出する事業者が高値であっても間接送電権を買いにいかざると得ない状況が出てくる。引き続き2026年以降も続く可能性もあることから、間接送電権市場の状況を踏まえて、2026年度以降の状況を深掘りしておく必要がある。
- そのことを踏まえて、2026年度以降についてどのような対応をするのか、ということになる。市場分割が合理的とするのであれば、2024年度、2025年度においても、2026年以降の対応を前倒しすることもある。2026年度以降の検討をもう少し深掘りしてはどうか。

#### ○秋本委員

- 提示いただいた内容について、特に異論はない。
- 値差が更に拡大するという、少し前の状況と違った状況が発生していることに対して、今後どう考えるべきかと思っている。これだけ分断されて、値差を拡大してきている状況を踏まえると、制度設計趣旨からは外れるものの、市場の範囲を分割していくことについて、オプションに含めて決定していく必要がある。
- 2022年度の扱いについては、損失だけを補填をしていると決めたことについて、これだけ値差が拡大していることとで、相当に利益を得ている事業者がいることに、検討の余地があったのではないかと反省している。不公平、社会的な歪みを生じさせてしまったことを懸念している。
- これだけ値差が拡大していると、本当に原資が足りるのかという気もしている。最初の想定では原資は十分だったと認識しているが、そのあたりも考える必要があるのではないか。

#### ○佐々木オブ

- 2024年度、2025年度の対応について、設計当初の全国一律のコンセプトからすると、市場分割は望ましくないと考えている。経過措置終了までの暫定的措置と考えれば、実務面の関連性も考慮して、2023年度のように閾値による値差清算が良いのではないか。

#### ○小川オブ

- 2024年度、2025年度は、経過措置の発行量が限定され、発電事業者においても供出上限価格以下でBL市場への供出が義務づけられており、値差損による電源の固定費取り漏れが発生する状況が続くことには変わりない。また、小売事業者としても中長期のヘッジ商品を提供する市場へのニーズは高まっている認識は全くもってそうであり、発電・小売りの面からも値差リスクの対応が必要である。具体的には、2023年度と同様に閾値による値差清算する方法が妥当であると考えている。
- 値差清算においては、原資が確保されるということが前提であることから、丁寧な議論をお願いする。
- 2026年以降について、間接送電権の発行状況、連系線利用状況が変わることから、BL市場と間接送電権の関係をどうするのかという点については、今後の状況をみて整理していくことは必要である。

## ○国松オブ

- 今回の第一回取引結果とともに、市場範囲の考え方が出てくるかと考えている。BL 市場の在り方にもよるが、例えば、BL 市場範囲に複数事業者がいたとすると、同市場範囲において、石炭燃料価格が上がっている状況下で、BL 電源のうち比較的安価な水力・原子力の多い事業者の売り札から売れてしまうことについて、BL 市場として適当なのか、難しい面があると思う。
- 固定費が含まれている BL 市場と燃料費のみのスポット価格について、燃料価格高騰の影響からスポット価格が高騰し、固定費を含んでいた BL 市場の価格が相対的に低くなったことから BL 市場のニーズが高まっており、あくまで値段面におけるニーズであると考えられるのではないかと。
- 燃料費が安い時は BL 市場で約定せず、燃料費が上がると BL 市場等固定費も含まれている市場にニーズが集まることは、売り手にとって安定的に固定費等回収できる市場なのかという点は分かりにくくなっているのではないかと。BL 市場の在り方にもう一度立ち戻り、その制度主旨は達成できているのか、価格が安くなったときに BL 電源へのアクセスができることが、設計当初の BL 市場の在り方に照らして達成できているといえるものなのか、議論していく必要があると考えている。
- 2024 年から容量負担金の発生が考えられる。容量市場で固定費を回収しており、その分が控除された BL 電源が BL 市場にでてくることになる。容量拠出金を控除した残りの部分、BL 電源のうちとくに水力の燃料費・可変費というのは価格として何が残るのか、非常に難しいと思う。2024 年度の BL 市場の価格については、他市場の与える影響等、難しい問題が出てくるのではないかと。
- 間接送電権があるから、市場範囲が広くていいのであろうか。値差をいれた入札をするのと同じことである。考えようによっては、間接送電権の価格も値差に収束されていくと思われる。
- 間接送電権については、年間・月間・週間等の議論が考えられる。そういった中で年間商品がだせないとなると BL 商品との関係も変わってくる。間接送電権と合わせるということは、市場間値差リスクを売手が算入することと同義であり、経過措置の有無とは結びつかないのではないかと。
- 原資に関しては、現在の価格を伸ばしたときにどのような額になるか、計算して数字を示すかどうかは迷っているところであるが、現在の値差が続けば積立金は単年度でなくなる可能性がある。さらに広域に納めている今後の値差収益もなくなる可能性もある。2021 年度は 430 億円を JEPX から広域機関へ納めたが、この金額は広域系統整備に回すと決まっており、それがなくなるということは、費用負担の形が変わってくるだけであり、値差収入は余っているお金ではないことも踏まえて、考えていく必要がある。できる限りそのようなことがないようにするため、市場分割を考えることが望ましく、当初から市場範囲が分割されていることも踏まえて、全国大であることのデメリット等を考慮し検討いただきたい。

## ○又吉委員

- 2024 年度、2025 年度受渡しの対応について、ある特定のエリアにおける値差が想定以上に拡大しており、さらには値差の状況改善が期待されない可能性を考慮する必要性が生じている。値差原資の持続性を検討しつつ、閾値による値差清算に加え、市場の範囲の見直し手法等の追加も考えていく必要はあるのではないかと。
- 2022 年度受渡し分の値差清算原資である市場間値差積立金の原資不足を懸念している。過不足を検証し、なんらかの不足が生じているのであれば、何らかの対応を必要ではないかと。

## ○小鶴オブ

- 本論から離れてしまうが、現在の BL 市場 GL では、常時 BU 契約量を BL 市場供出量から控除でき、同様に BL 市場約定を常時 BU 契約量から減じる規定がある。今後は、常時 BU はオプション価値のある新たな卸メニューへと置き換わっていくと認識している。オプション価値のある新たなメニューと、BL 電源へのアクセス機会を公平にするオプション価値の持たない BL 市場約定量とでは、オプション性の有無を含め商品性が変わることから、新たな卸メニューが導入される際には、BL 市場との関係性・関連性を解消してもらいたい。

## ○花井オブ

- 2026年度以降受渡し分については、経過措置の終了や地域間連系線の増強等により、間接送電権の発行量増加に伴い、取引量を増加すると思われる。適切に活用することで、一定程度の値差リスクに対応でき、BL市場の活性化に資すると思われる。また、市場分断の発生頻度は、電源稼働状況でも大きく変化するため、現時点での間接送電権が値差をヘッジできるかについての程度かを明確に見通すことは困難であることから、改めて検証し、2025年度までに検討する事務局案に賛成である。
- 今後の検討に当たっては、間接送電権の取引が活性化された場合に市場間値差のヘッジ可能かどうかという実効性の観点や、売手事業者の一部に課せられている供出上限価格以下の供出の現状が変わらないのであれば、間接送電権の購入費用により電源固定費の回収漏れ等の売手事業者に不利益が生じないという観点も含め慎重な検討をお願いする。
- 2022年、2023年度における値差の議論した際に、間接送電権はヘッジ商品としてはあること限定的であることからリスク軽減の応急的措置として、閾値による値差損・値差損益を清算すると整理されたと認識している。次回以降も整理されるであろうが、2024年度、2025年度の対応においては、間接送電権の前提は変わらないことから、事業者の予見性、制度の安定運用の観点から、制度を頻繁に変更することは望ましくなく、原資が確保されている前提においては、閾値による値差の清算手法が望ましい。
- 一方で、市場分断発生率が制度導入時点とは大きく変化していることから、市場分割や閾値の値差清算が持続可能な仕組みであるかという観点で、清算原資が確保されるか具体的な検証を含め、多角的視点から各案のメリデメを検証した上で、複数の組み合わせ案等の丁寧な議論をお願いしたい。

#### ○迫田室長

- 2026年度以降と、2024年度、2025年度を切り分けることに賛同していただけていると認識。
- 足下の状況が変化するなかで、2024年度、2025年度の扱いにおいて、現在の閾値以上の値差を清算だけではなく、 $+\alpha$ として考えるにあたり、それぞれの手法にメリット・デメリットを整理したいとともに、提示した3つの手法だけではなく、組み合わせを含めた対応を視野に入れ、市場範囲についてもどのような状況下で分割、改善されたら別の手法をとるなど、引き続き丁寧な議論をしていく。
- 2022年度の受渡し分の原資については、ご意見をいただいたところ。今後の値差を解消するため原資も、議論した状況から変わってきていることから、数字を含めて精査し、どのような手法をとり得るのかを今後、議論させていただきたい。
- 商品の在り方についても意見をいただいた。商品期間をどうするのか、間接送電権との関係で期間をどうみるのか、常時BUとの関係性について、次回以降商品性の議論を深めていきたい。

#### ○大橋座長

- 基本的には値差清算を継続するという意見があった、他方で市場分割を考えるという意見も多くあった。
- 事務局からも電源の適切な費用回収を考えたいうえで、どのような方向性が考えられるかとしたところ。次回以降、更なる具体的な議論をお願いする。

### (2) 需給調整市場について

#### ○辻委員

- 法的な整理でも問題ないということで確認され、TSOを入札主体とすることに異存ない。
- 時間前市場へ供出されるときタイミングなど、具体的な運用上の課題について検討を続けてもらいたい。
- 約定方法について、現状は費用最小化するのが1番目の目的とし、2番の目的は利用量を最小化とは理解しているが、エリアごとの電源コストの単価の差を縮める工夫はできる余地があるように見える。連系線で他エリアに送る調整電源の差替えにより、枠を変えず、連系線潮流を変えずに、調達費用の総量を変えずに、単価差を減らすことは技術的に可能ではないか。
- ただ、単価差を縮めることについて、エリアごとの調整力の負担額について、どう考えるのか。中長期的に、再エネが増えると調整力負担が大きくなるなど、他の委員会と議論と連携して議

論していくことが大事である。

#### ○菊池委員

- TSOが入札主体となって検討を進めていく点に異論はない。
- まずは、再エネの上振れ・下振れに関係なく余剰とされる領域 a の部分について優先して整理していくものと認識している。システム改修の要否、入札価格の在り方など実務面の観点での検討をお願いします。また、需給が逼迫しているときの扱いについても整理をお願いしたい。

#### ○松村委員

- 論点 1 に関して事務局案は合理的であり、進めていただきたい。
- 三次②は制度変更を予定しており、のんびりしていると急激に無意味になる。早くやらないと社会的価値が減る状況であるため、システム対応が大変なので等のんびり対応すると意味のない改革になってしまうので、価値の高いのは今であることを認識した上で、早く決着し、早く初めること。
- 事務局の提示はもっともであるが、紐付けと価格をごっちゃになっていないだろうか心配している。極端なことを言えば、SPA にしたとすれば、分断が起こっていない状態であれば価格差自体は急激に縮まる。それがいいかどうかは別とし、MPA には理由があることは承知している。
- 他方で、エリア間での価格差があり、非効率を生んでいる可能性があることは頭に入れるべき。例えば、A 地域で予測誤差を縮める努力をして調達量が減ったとなると、連系線が詰まっていない限り、B 地域へ回せる量が増える。B 地域も調達量を減らしたのであれば、その分だけこの市場の限界費用に等しいだけの社会的利益が生まれてくる。つまり、どの地域で合理化したとしても本来同じ利益が生まれてくるはずであるが、B 地域が高く A 地域が低い状況では、A 地域のほうで努力やインセンティブ小さくならないか、という潜在的な課題があることは頭に入れておくべきか。その問題に対応するために清算の仕方で工夫されており、大きく問題にならないはずで、問題になっていないと思うことから、この整理は合理的である。監視等委員会で、全面的な調整力市場改革を行う際には、いろいろな要因があることを念頭に入れておいて調整力市場の在り方を考えていってほしい。
- 大量導入小委員会の場で岩船委員が、低圧の DR 資源を合理的に使えるようにするべきだと指摘された。本資料においても調達不足あることが示されており、仮に調達不足でなくても必要量ぎりぎりのような市場であれば問題だ。その場合、低圧の DR が使えるようであれば、この問題を解決する切り札になる。この場にいるような NW 部門・小売部門に通じた方がいる会社はそういった面でインセンティブがある。低圧の需要家を上手に使う調整市場への供給を増やせるなど、広域機関へ提案するなどすれば、会社への信頼が高まるとともに、大変ありがたいことである。

#### ○新川オブ

- 三次②については、価格と量の低減はいずれも非常に重要である。コストも多くなってきており、地域差もあることから、余剰分の市場供出は非常に重要であると考えている。監視委としても実態の把握精査したうえで、関係機関と連携してやっていきたい。

#### ○花井オブ

- 必要量は実需給に引きつけたほうが精緻な量となるため、TSO が入札主体となることを主軸に検討することについて賛成である。電事法の問題なしと整理したうえで、JEPX の取引会員の在り方、入札価格の考え方、実務面について記載いただいている。早期に実施したいという観点から、入札価格の考え方について、発電小売事業者としてはリリースされた分を活用できるような価格設定の考え方の検討をお願いします。一方で TSO としては、リリースする電源等の V1 単価を上回る価格で約定することで  $\Delta$  kW 調達費用を低減させることが可能ではあるが、V1 単価は GC まで落札された事業者で変更することが可能であり、V1 単価が時間前市場の約定を上回ってしまうと損失を発生させてしまうことになりかねない。そのため、入札価格の在り方については丁寧な議論を願う。
- 実務面については、TSO の入札の上げ下げのタイミングについて、リリースする分の領域として使用しない領域 a から始めることは良いが、領域 b c について検討を深掘りするものと認識している。システム改修を伴わない前提で運用することは、TSO が入札処理などを人間系で対

応することになり、TSO の対応可能なタイミングがあると思うのと、発電小売事業者にとっても自身の需要等を見直し、時間前市場への行動するタイミング等など、双方にとって有効な市場供出タイミングの検討を願う。

#### ○国松オブ

- 取引会員の在り方は、一般取引会員か、特別取引会員でどう考えていくか。法により収入支出を管理されたなかであるのであれば特別取引会員として、TSO が費用削減の工夫をする等であれば一般取引会員であろうと考えている。市場供出することによって得られる分の帰属をどうしていくかを検討してもらいたい。どちらにでも対応できるよう準備を進めていく
- 入札価格の在り方について、V1 の単価変更可能ななかで時間前市場への供出も難しいと思う中、この制度変更も踏まえながら考えていくこともひとつではないか。
- TSO が主体となり、かかる費用の低減を進めることについて、協力していきたい。
- 託送費用の中、再エネ賦課金を利用している TSO が不正なことをしないように監視することは重要ではないかと考える。

#### ○迫田室長

- 早期にできるようにするというのが非常に重要。細かい論点を踏まえて、何ができるのか、早めに何ができるのかという視点で、関係者と議論を進めて行きたい。
- 価格については、エリアで単価差ができるということを示した一方で、いかに単価差を縮めていくのかをという視点は非常に重要であり、こういった論点、制度の在り方、議論を踏まえて、検討を深めていく。
- 低圧の扱いについて、非常に重要な論点と認識して、議論を深めていきたい。

#### ○大橋座長

- 概ね異論はないと認識。今後詳細な点について議論していくフェーズになると思うので、引き続き議論をお願いします。

### (3) 非化石価値取引について

#### ○小宮山委員

- P21 について。非化石電源比率向上のためには、足下の需給ひっ迫や中長期的な安定供給確保の視点も踏まえて、高度化法義務達成市場が非化石電源の維持・拡大を促進する仕組みとして機能させることが何より重要な視点かと思う。
- 加えて、非化石証書収入の予見性が低下すれば、安定供給上への影響を与える可能性もあると思う。長期で安定した制度とするということも重要。
- 前回は説明があったが、21 年度の市場では供給にある程度余裕が設定されていたが、その中で証書の売れ残りも生じた。しばらく状況を注視する必要があるかもしれないが、売れ残りの発生状況等も真摯に見て、制度趣旨である非化石電源の維持・拡大に貢献しうる状況にあるのかどうか、また証書調達にしっかり取り組んでいる小売事業者との公平性の問題が生じていないか、ということも引き続き検証・議論することも大事。
- 証書の売れ残りが生じている点も踏まえて、義務履行のインセンティブも十分に与える視点であるとか、もしくはペナルティを見直す視点もあるのではないかと思う。また、証書の売れ残り等が発生することも踏まえて、証書購入費用の需要家への料金転嫁が容易ではない状況が背景にあるのかどうか、という点もしっかり見ていく必要がある。
- 現行の料金制度においては、短期的な問題の解消が非常に難しいのは理解するが、CN の実現に向けては、非 FIT 非化石電源の維持・拡大は非常に重要であると考えており、第一フェーズの検証も踏まえた上で、需要家が適切に負担する方策の議論については、第二フェーズにおいても引き続き大切であると認識している。
- また価格水準については、非化石電源の維持・拡大、小売電気事業者の過度の負担の軽減、また昨今のインフレも踏まえ総合的な視点で議論が必要。
- P25 について。提示されている発電や小売の視点のみならず、証書の供給状況も踏まえた議論も必要ではないか。例えば、原子力の再稼働が今後着実に進み、証書供給量が安定化すれば、

調達困難のリスクが低減されるとも考えられるので、そうした場合も単年度評価もあり得ると思う。制度運用上の視点からは単年度評価の方がシンプルでわかりやすいと思う。

#### ○武田委員

- 第一フェーズの中間目標の達成状況について。3カ年の平均による評価であるゆえ、まだ確定的な評価はできないが、達成率が特に低い小売事業者について一定の懸念がある。
- 仮に、あまりに達成率の低い事業者が、あえて証書の調達を見合わせるなどの行為を行っているとすることであれば、違法かどうかはともかく、高度化法に照らして、法の趣旨にもとる著しくモラルを欠く行為であると考ええる。
- 中間目標の設定にあたっては、対象事業者が目標に向かって最大限努力をするという、いわば性善説を前提に実効性確保手段の議論がなされてきたと理解。杞憂であれば良いが、上記のような行為があれば、大きな問題であると考ええる。

#### ○河辺委員

- 二つの市場間の最低価格差について。P21の6ポツ目の点だが、例えば非FIT証書がFIT証書と同等の価格で調達できるとなった場合、需要家がFIT証書の代わりに非FIT証書を購入するという判断をしまうかどうかという点を精査する必要があるかと思う。
- 価格差を小さくしても、需要家の非FIT証書に対するニーズが不十分であれば、小売事業者が非FIT証書の価値を需要家に訴求しやすい状況は生まれないのではないかと懸念する。
- 非FIT証書には再エネ以外も含まれているため、本当に需要家がFIT証書の代わりに非FIT証書を購入しまうのか、慎重な検討が必要と考える。
- 具体的に二つの市場の価格差を小さくする方法について。仮に高度化法義務達成市場の最低価格を下げて価格差を小さくした場合、非FIT証書の落札価格が最低価格に張り付いている現状を鑑みると、今後非FIT証書の落札価格が低下するということが予想される。
- 価格転嫁が難しい状況であれば、落札価格の低下は小売事業者側の負担軽減につながるというのは理解出来る一方、発電事業者にとっては非化石電源の維持や新規投資に必要な費用が減少することになり、非化石電源の維持・拡大という本制度の意義を損なうおそれがある。
- その意味では、p21の6ポツ目のように小売事業者が需要家に対して非FIT証書の価値を訴求しやすくなる環境整備としては、例えば、非FIT証書側のみならずFIT証書側の最低価格を調整することも一案ではないかと思う。
- 非FIT証書の価格としてどれくらいの価格が適正かというのは見えていない故に、どこに設定すべきかの判断は難しいが、非FIT証書の最低価格というのは非化石電源を支えるためのセーフティネットとしての役割も果たしている等を鑑みると、二つの市場の価格差をどのように小さくするのか、今後慎重な検討が必要かと思う。
- P25について。非化石電源を支えるという意味では、対象事業者が公平に証書調達の責務を果たすということが重要。第二フェーズの評価方法を検討する上では、第一フェーズの証書の調達状況について、特に達成率の芳しくない事業者について精査する必要があるかと思う。

#### ○花井オブ

- 第二フェーズの目標の設定方法や評価方法については、証書購入費用と料金の在り方の整理の方向性次第で考え方が異なるかと思う。ゆえに、まずは証書購入費用と料金の在り方について早急に整理を頂きたい。
- その上で目標の設定方法について。P21の6ポツ目の記載だが、前々回の本作業部会について、第一フェーズの取引状況を踏まえた課題として、証書の売れ残りが多数生じている点や証書購入費用が事業者負担となっている場合もあることを整理いただいたと理解。
- 今回のように目標設定を厳しくして、再エネ価値取引市場との価格差を小さくすること、つまり義務量を増やして最低価格を下げることを意味していると思うが、価格を下げてでも証書購入費用を小売料金に機動的に転嫁できず、非化石電源の拡大の最終的な受益者である需要家に負担頂けない場合、第一フェーズと同様の問題が生じると考えている。

- 高度化法の目標に対し非化石電源への投資を加速化していく必要がある中、最低価格を下げることは証書収入の減少につながることも懸念される。非化石電源の維持・拡大に資する本制度の趣旨に沿っているかどうかという観点も踏まえ慎重に検討していただきたい。

#### ○秋元委員

- P1 の規制料金への簡便な価格転嫁というのが容易でない、というのが理解されたとの記載があるが、一部は理解したつもりだが、方策が全くないのかということ、そういう感じでは思っていない。ゆえに、いろいろな可能性について引き続き検討願いたい。ここが解決しないと中々この制度自体を維持・発展していき非化石電源を増やしていくことにつながらないと思う。この点については一丁目一番地だと思うので、様々な視点で可能性を検討頂きたい。
- その上で、p21 について。転嫁が難しい中で、前回最低価格の引き下げについて何人かの委員から指摘があったが、やはり今の温暖化対策の文脈の中で最低価格を引き下げるのは、最低価格に張り付いている状況からすると、ますます非化石電源への投資が進まなくなり、温暖化対策に逆行することになりかねないので、相当慎重に議論する必要がある。そう簡単にそこに頼ってはいけないと思う。
- 勿論、長期的に価格が市場メカニズムにより最低価格に張り付いていない状況の中でレンジを広げるということは、当該メカニズムを活用するという面で最低価格を下げていくというのはあると思うが、今の状況でそうした対応をとるべきではないと思う。
- 事業者の証書の調達の状況について。3 年間で評価ゆえに最終年度で全て調達するというところで信じたいが、数字をみていると、本当に対象事業者皆が目標の達成のために調達しようとしているのか、一部の事業者なのかもしれないが、調達義務を達成せず、あえてペナルティをうけようとしている動きがないのか懸念がある。
- 性善説に立った上での議論なので、まさかとは思ってはいたが、どうも達成状況の数字をみていると危ない感じがする。そうした意味からも、義務達成の在り方とか、罰則的なものがこれまでのものでいいのか、もっと強化しなければならないのではないかという気もしている。ここが揺らぐと制度の在り方が崩壊しかねないゆえに、しっかり見ていく必要がある。
- 調達比率や評価方法などを議論する前に、対象事業者が皆達成しようとしているのかをまずは確認していくことが必要ではないか。

#### ○小鶴オブ

- P21 の最後の 6 ポツについて。目標設定方法と価格差については別の話であると思うので、議論を分けることが適切かと思う。
- その上で目標設定について。先日の基本政策小委で、現行の目標 44% をエネミックスに合わせて 59% にすることが、事業者に過大な目標を課すことになりかねないゆえに当面は 44% とした経緯があるが、この背景には地政学リスクなどを含む安定供給への懸念などがあると思っている。
- 現在は、第一フェーズ開始前よりもこの課題への懸念が大きく顕在化している状況下であると思う。この 2 年間、燃料制約や価格高騰など安定供給を揺るがすような状況の中、自由化始まって以来の非常に厳しい事業環境に直面している状況でもある。
- 従い、過去の非化石電源の保有量を考慮したグランドファザリングを解消するような状況にはなっていないかと思うので、当該措置は引き続き必要であると思う。
- 対象証書について。現在の証書の最低価格の値差による負担を踏まえると、FIT 証書を高度化法の対象として頂きたいとは思いますが、昨年度大幅に制度を見直した背景からすると難しいのでは、とも感じている。一方で、現在需要家のニーズの多くを支えている RE100 のクライテリアの見直しを検討されており、非 FIT 証書の大半が現在の需要家ニーズに適合しなくなる可能性を危惧している。
- つまり非 FIT 証書の需要家販売先が大きく減少することになり、高度化法の義務履行のために調達したものの価格転嫁が実質困難になる懸念がある。
- 加えて、需要家のニーズも再エネの追加性に向きはじめています。非 FIT 証書については、例え

ば、追加性の有無で証書を分けて、政策上の最低価格もつけるのであれば、その点でも差をつけるなどが必要。例えば、追加性があるものは現行の非FIT証書の価格にし、追加性のないものはFIT証書の最低価格と同じにするなどの検討を願いたい。

- 昨年度は需要家のニーズを踏まえて見直しをしたと思うが、このニーズを踏まえてマイナーチェンジを加えることも重要かと思う。第二フェーズが始まる段階で検討をお願いしたい。

#### ○男澤委員

- 第二フェーズの中間評価について。現行の複数年度評価では、小売事業者は3カ年での目標達成が認められるので、制度運用上の長所もあると思う。一方で、小売事業者の調達行動次第では、多くの証書の売れ残りが生じる可能性がある。
- もともとの非化石電源の維持・拡大の制度趣旨から考えれば、単年度評価にも望ましい点があると思う。
- 現状の対象事業者の中間目標の達成状況についても懸念がある。第二フェーズの議論の前提として、第一フェーズの実態の把握、今後の調達意向であるとか、現状の調達状況の理由などをまず把握することが重要。

#### ○又吉委員

- P21について。21年度の売れ残り証書実績を見ると、高度化法義務達成市場の創設趣旨の一つである非化石電源の維持・拡大に適切に寄与していないのではないかと懸念している。
- 2030年度の非化石電源比率目標の44%は維持されているものの、今後適切なタイミングで見直しがなされるものと理解。その意味でも、非化石電源の維持・拡大に資する環境整備を加速化させるべき局面であると思っている。
- その一方で、P21の最後にあるように、証書の調達費用を需要家に転嫁しやすくなるように再エネ価値取引市場との価格差を小さくするという案だが、価格を引き下げるとするのが2050年のCNを目指す政策との整合性がとられているかという点からも慎重に検討が必要であると考えている。
- 小売事業者の負担増の回避という点は、非常に重要だと思うが、証書購入費用の経過措置料金への機動的織り込みなど別の制度課題解決に解を求めるべきではないかと思うので、引き続き議論・検討願いたい。
- P25について。現行ルールの下では、売り手は単年度で証書が霧消化してしまう一方、買い手は3カ年で達成状況が評価される状況であり、売り手と買い手の評価方法がイコールフットィングではないと思う。市場メカニズムを適正に機能させるためにも、現状の制度を少し見直す必要もあると思う。
- 複数年度評価方法を単年度にするか、証書のバンキング制度の導入をしていくか是非検討願いたい。評価方法については、達成状況に対するペナルティを少し強化する必要もあるかと思う。

#### ○曾我委員

- P25について。第一フェーズをどう顧みるかという点は、本来第一フェーズが完了してからその結果を踏まえて検討するはずだが、一方でそれをすると第一フェーズが終わるタイミングで第二フェーズが開始してしまうゆえに、そうしたタイムラインでの検討だと間に合わない故の議論だと理解している。
- この中の達成状況について、なにか追加措置を講じるかという点だが、本来であれば第一フェーズについて評価した上で、指導、助言、勧告などの段階を経たうえで対応するというものであると思う。そうした中で、この段階で追加的な措置を講じるかという論点提起は、20年度や21年度における事業者毎の達成状況にかなり差があり、特に達成状況が芳しくない事業者が引き続き存在することに対する懸念を示しているものと理解。
- 本来の建前であれば、第一フェーズを締めてから評価するということだと思うが、現状でも明らかになっている論点があるとしたら、どういふことをすれば法令にそった対応をもらえるのか、組み立てを今から準備する必要もあると思う。

- 従い、なぜ現時点でこうした状況になっているのか、その状況把握は第一フェーズの終了を待たずに検討頂くことが大切であると思う。高度化法の趣旨が減殺されることがないように、タイムリーな形での検討が望まれるのではないかと思う。

#### ○石坂オブ

- P21 の 6 ポツ目について。目標設定と価格差の話はやはり独立した議論であると思うので、それぞれ独立した検討が必要と理解。
- P25 について。事務局からは、原子力と一般水力の過去の実績をお示し頂いているが、例えば原子力が想定外に長期停止するとか、たまたま濁水が生じるとかは、過去こうだから将来もそうであるとは中々予見できるものでもないので、ある年の突発的に証書供給が少なくなるという年による変動の影響を抑えるためにも、複数年度を検討頂きたいと思う。

#### ○小川オブ

- 第二フェーズの目標値の設定方法について。2050 年の CN 実現のに向けた取組をより一層進めていく必要があるのと、足下では一昨日の GX 実行会議にもあるように、エネルギー安全保障・電力の安定供給に必要な電源を確保することが喫緊の課題であると認識。こうした短期・中期の双方によるわが国のエネルギーの取り巻く状況を踏まえると、非化石価値取引市場についても高度化法義務達成市場の制度趣旨にあるような、非化石電源の維持・拡大に資する制度設計を第一にすべき。
- そのうえで、第二フェーズについての検討であるが、前回もある p20 のグラフだが、非 FIT 非化石電源が 2030 年に向けて足下から直線的に増加するとは必ずしもない気がするので、実際の非化石電源の発電電力量、すなわち証書の発行量に応じた目標値になるようにするのが現実的と考える。
- 従い、第二フェーズの目標設定については、証書の需給バランスを基に、外部調達比率を採用する現行の方法を採用しつつ、非 FIT 非化石電源の非化石価値ができるだけ埋没しないように需給のバランスを可能な限り一致させる目標値を検討することが望ましいと思う。
- P21 について。価格差を小さくする点であるが、そもそも昨年市場を分けたのも、需要家による証書へのアクセスを可能にするためであったと認識。小売事業者は課せられた義務を履行すべく、欧米の事例も参考に高度化法義務市場を創設したと理解している。こうした海外の事例も見て、自由取引市場とコンプライアンス市場との間で価格差は存在していると認識している。こうした制度設計の経緯もあり、高度化法義務達成市場の最低価格を引き下げることになると、制度趣旨である非化石電源の維持・拡大への寄与に影響をあたえるために望ましくないと思う。
- 高度化法の義務達成市場を正しく機能させるためには、証書の購入費用を小売事業者が簡便で機動的な方法で経過措置料金へ反映させるべきだと思うため、この点についても仕組みを引き続き検討願いたい。
- P25 について。表の中でも記載されているが、現行の複数年度の評価では、小売事業者は 3 年での目標達成が認められる一方で、証書はバンキングが認められていないので、単年で無価値化する。このため、小売事業者の調達行動次第で売れ残りが多く生じることになる。せっかくの非化石証書の価値が埋没化することになり非化石電源の維持・拡大に資さない。
- 仮に単年度評価とした場合、非化石電源の稼働状況によっては証書供給量が減少し調達に困難が生じるおそれとあるが、現行の複数年度評価においても、バンキングがない中では、最終年度で他の小売事業者の調達行動や非化石電源の稼働状況次第で、最終年度の需給バランスが悪化し、過年度の未調達分の証書を調達できないリスクがある。そうした意味でも、小売事業者においても単年度毎に必要な量を調達してもらうことが望ましいと思う。
- これらの観点も踏まえつつ、目標設定に対する評価方法でいうと、制度趣旨の達成を第一に、バンキングの導入の可否など様々な仕組みを検討し総合的に考えていく必要がある。
- P25 の追加的な措置について。第一フェーズにおいて証書を調達しない事業者が存在すると、非化石電源の維持・拡大に寄与しないというのみならず、真摯に証書を調達した事業者が小売

競争において不利になるという、競争上の歪みが現実化しかねないかと懸念している。

- 実際にそうしたことがあるのであれば、第二フェーズにおいても競争上の歪みがでないようなんらかの追加的な措置の対応が必要であると思う。  
ただ現状においては、そうした状況にあるのか否か判断がつく状況ではないかと思うので、第一フェーズの途中ではあるが、できるだけ早く実態の把握をしてもらい、競争上の歪みが生じる可能性についてある程度評価して頂いた上で、次回以降議論する必要がある。
- P34 について。中間目標の達成に利用可能な証書については、第二フェーズもそれぞれの目的に応じた二つの市場を継続することが大前提と理解しているので、小売事業者が目標達成に利用できる証書は引き続き非FIT 証書とすべき。

#### ○小林オブ

- P25 について。評価をされるときに一番の問題は、非化石証書の需給バランスがどうなのかというのがある。そういった点ではキーワードとしてバンキングというのがあるのか、このバンキング次第では複数年度でも対応できるのではないかと思うし、逆に小売事業者としては、複数年度の中で目標を達成するというのも重要かと思う。
- したがって、バンキングという考え方ももう少し深掘りしてもらえるとありがたい。